

## 第2回 鎌倉市子育て支援センター指定管理者選定委員会会議録

### ○日時

令和3年9月16日（木） 10時00分開会 11時00分閉会（会議時間 1時間00分）

### ○場所

市役所本庁舎 201 会議室

### ○出席委員

小泉裕子委員長、大風逸子副委員長、宇高毅委員、押田壮介委員、高橋貢子委員

### ○欠席委員

なし

### ○市側出席者（事務局）

菅原こども相談課長、窪寺こども相談課相談室担当担当係長、大澤こども相談課相談室担当職員

### ○本日審査した案件

#### 1 議題

- (1) 応募状況について
- (2) 応募書類の確認について
- (3) 選定基準について
- (4) 応募書類の審査
- (5) プレゼンテーション・ヒアリングの審査方法について

#### 2 その他

- (1) 第1回選定委員会会議録（確定版）の確認について
- (2) 次回委員会の日程について

---

### ○審査内容

開会后、事務局から委員の出欠を報告し、委員の過半数が出席しており、鎌倉市子育て支援センター指定管理者選定委員会規則に基づき、本選定委員会が成立することを報告した。その後、大風副委員長も到着し、配布資料の確認を行なった。

---

最初に、応募状況について、事務局から「鎌倉・深沢子育て支援センター」は2団体、「玉縄子育て支援センター」は1団体から応募があったことを報告した。

次に、応募書類について、応募団体が応募資格を満たしていること、提出書類に問題がないことを事務局から報告した。

主な質疑は次のとおり。

委員：C（玉縄応募団体）についてですが、納税証明書として減免通知が付いているが滞納はないということで良いか。均等割だけがないということではないですね。

委員：減免されているということは払うべき金額がないということになると思います。

委員：免除ではなく減免なのですが、均等割を課税しないということで、それがなければそれでよいということですか。

事務局：そのとおりです。

---

次に、選定基準について、前回委員会で募集要項とともに確認した選定基準 13 項目について、事務局から配点を含めた説明を行ない、これを確認した。

---

次に、応募書類の審査方法について、事務局から下記のとおり提案を行ない、協議の上、了承された。

1 点目は、団体名について、審査の公平性を期すため「鎌倉・深沢子育て支援センター」の応募団体は申請順に「A」、「B」という名称を、「玉縄子育て支援センター」は「C」という名称を使用すること。

2 点目は、提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングの内容から各委員が総合的に評点すること。

3 点目は、選定基準の配点の内訳は、10 点満点の項目では「大変良い」が 10 点、「良い」が 8 点、「普通」が 6 点、「やや劣る」が 4 点、「劣る」が 2 点、5 点満点の項目では「大変良い」が 5 点、「良い」が 4 点、「普通」が 3 点、「やや劣る」が 2 点、「劣る」が 1 点で、評価がすべて「普通」であれば 60 点となること。

4 点目は、合格点は各委員の合計点で 300 点以上とすること。

5 点目は、各委員の評価項目を合計した全 65 項目中、「やや劣る」、「劣る」の評価が全体の 1/3 を超える場合は、協議の上、取り扱いを決定すること。

6 点目は、各評価項目について、「劣る」の評価をした委員が 3 名以上の場合は、協議の上、取り扱いを決定すること。

以上を踏まえ、「鎌倉・深沢子育て支援センター」は「A」、「B」のうち総合点の高い団体、「玉縄」については、「C」が合計点を上回っている場合に、指定管理候補者として選定すること。

主な質疑は次のとおり。

委員：「劣る」という評価をした場合、単に 1 点、2 点と書くのではなく、その理由(説明)を明記した方が良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

委員：あったほうが良いと思います。

委員：では、「劣る」としたときにはきちんと説明できるように、採点表に備考欄を設けるなど、その理由を記載できるようにしてください。

---

次に、プレゼンテーション・ヒアリングの審査方法について、事務局から下記のとおり提案を行ない、2 点目の各団体共通の質問を行うことを除き、協議の上、了承された。

1 点目は、プレゼンテーション・ヒアリングの順番は鎌倉・深沢、次に玉縄とすること。鎌倉・深沢の 2 団体の順番については応募順とすること。

2 点目は、1 団体あたりの所要時間を、プレゼンテーションは 15 分、ヒアリングは概ね 15 分の計 30 分程度とすること。ヒアリングを効率的に行うために、各団体共通の質問・個別の質

問を設定すること。

3点目は、資料については今回の提案書のみで当日追加の資料は使用しないこと。

4点目は、傍聴については、プレゼンテーション、ヒアリングについては一般公開とすること。公平性の観点から応募団体の傍聴は不可とすること。

主な質疑は次のとおり。

委員：ヒアリングの時間が15分というのは各委員3分ずつでかなりタイトかと思いますが。

事務局：要項では、プレゼンテーションは15分以内と明確に規定していますが、ヒアリングは概ね15分として、ゆとりを持たせた表現となっています。

委員：概ねという含みを持たせるのは良いことかと思いますが、あまり差があっても良くないので、各委員そこは意識していただきたいと思います。

---

最後にその他として、第1回選定委員会の会議録（確定版）の確認についてを議題とし、会議録の内容を確認した。次に、次回委員会の日程についてを議題とし、当初9月30日（木）14時からとしていた開会時間について、冒頭で当日の委員会の流れの確認を行うため、13時45分からに変更することを確認した。

以上で、本日の委員会は終了した。